

I 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

■ 条例制定の背景

- ✓ 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、長野県では市町村と連携し、盛土等流出により土砂災害が発生するおそれのある箇所(696箇所)を抽出し、緊急点検を実施
 - ✓ 令和3年8月11日付けで国から依頼された「盛土による災害防止のための総点検について(依頼)」により、長野県では1,087箇所の点検を実施
- ⇒ 直ちに土砂災害が発生する危険な盛土は確認されなかったが、手続きが取られていない盛土や必要な災害防止措置が取られていない盛土が存在

点検結果を踏まえ

盛土等を一律的に規制する条例制定の検討を開始し、

令和5年1月1日に「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を施行し、県内の盛土等の規制を開始

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例による規制内容

① 一定規模以上の盛土の許可制

下記の規模以上の盛土等を行う場合、知事の許可を必要とする

- 1) 土砂等の盛土等の面積が3,000㎡以上
- 2) 土砂等の盛土等の高さが5m以上

② 責務と役割

盛土等に関し、盛土等を行う者、土地所有者、土砂等が発生する者及び県の責務と役割を明確化

③ 勧告及び命令

盛土等の崩落による災害を防止するため、盛土等を行う者等に対して、必要な措置命令、停止命令又は許可の取消しを行うことができる

④ 罰則

最高で2年以上の懲役または100万円以上の罰金

II 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)

■ 長野県における取組

- ✓ 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称：盛土規制法)が施行
- ✓ 長野県では、これまで旧宅造法による規制区域の指定を行っていなかったが、危険な盛土等を規制する法律として抜本的な改正が行われたことから、盛土規制法による規制区域の指定を行う予定
- ✓ 同法による盛土規制に向けた検討・執行体制の整備を推進

■ 基礎調査の実施

- ✓ 令和5年度から規制区域を指定するための基礎調査に着手
- ✓ 周知期間を含め、令和7年5月の規制区域の指定を予定



■ 規制区域指定の方針

宅地造成等工事規制区域

- 都市計画区域のうち「市街化区域」「用途地域」
- 集落の区域 ✓ 50戸以上の人家等が50m以内で連たんする区域
- 隣接・近接する土地の区域は平地50m/傾斜地250m
- ✓ 区域の設定は100mメッシュ

特定盛土等規制区域

- 宅地造成等工事規制区域を除く県内全域

■ 規制区域(案)に係るパブリックコメントの予定

令和6年11月1日(金)～12月16日(月)まで

■ 規制区域のイメージ

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定している。
- 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

＜宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ＞

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落など、人家等がまとって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域

市街地・市街地となろうとする土地の区域

例)
・都市計画区域 等

【保全対象】

- ・市街地、集落
- ・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設
- ・道路等の公共施設 等

特定盛土等規制区域

市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって渓流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される渓流等の上流域

例)
・盛土が崩落した場合に土石流となって、人家等に危害が及ぶ可能性がある区域

盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域

